

改定後

埼玉県建築設計監理委託料算定基準

平成30年4月

埼玉県

改定前

埼玉県設計監理委託料算定基準

平成28年4月

埼玉県

改定後 目次	改定前 目次
埼玉県建築設計監理委託料算定基準	埼玉県設計監理委託料算定基準
第1章 積算の基準 _____ 1	第1章 積算の基準 _____ 1
第1 目的 1	第1 目的 1
第2 適用範囲 1	第2 適用範囲 1
第3 設計監理委託料 1	第3 設計監理委託料 1
第2章 設計監理委託料の算定方法 _____ 7	第2章 設計監理委託料の算定方法 _____ 7
第1 設計に係る業務に関する算定方法1 7 (延べ面積に基づく算定方法)	第1 設計に係る業務に関する算定方法1 7 (延べ面積に基づく算定方法)
第2 設計に係る業務に関する算定方法2 9 (図面目録に基づく算定方法)	第2 設計に係る業務に関する算定方法2 9 (図面目録に基づく算定方法)
第3 耐震改修設計業務に関する算定方法 11	第3 耐震改修設計業務に関する算定方法 11
第4 設計意図伝達業務に関する算定方法 11	第4 設計意図伝達業務に関する算定方法 11
第5 工事監理業務に関する算定方法 12	第5 工事監理業務に関する算定方法 12
第6 耐震診断業務に関する算定方法 13	第6 耐震診断業務に関する算定方法 13

改定後

埼玉県建築設計監理委託料算定基準

第1章 積算の基準

第1 目 的

この基準は、埼玉県の発注する建築物及びその付帯施設（以下「建築物等」という）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該設計業務委託料及び工事監理業務委託料（以下「設計監理委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計監理委託料の適正な積算に資することを目的とする。

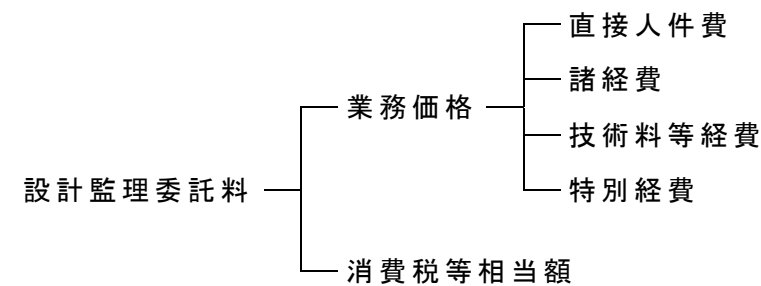
第2 適用範囲

この基準は、建築に関する工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務（以下「建築設計業務等」という。）に適用する。

第3 設計監理委託料

1 設計監理委託料の構成等

設計監理委託料の構成は、以下のとおりとする。



2 設計監理委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、建築設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

改定前

埼玉県設計監理委託料算定基準

第1章 積算の基準

第1 目 的

この基準は、埼玉県の発注する建築物及びその付帯施設（以下「建築物等」という）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該設計業務委託料及び工事監理業務委託料（以下「設計監理委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計監理委託料の適正な積算に資することを目的とする。

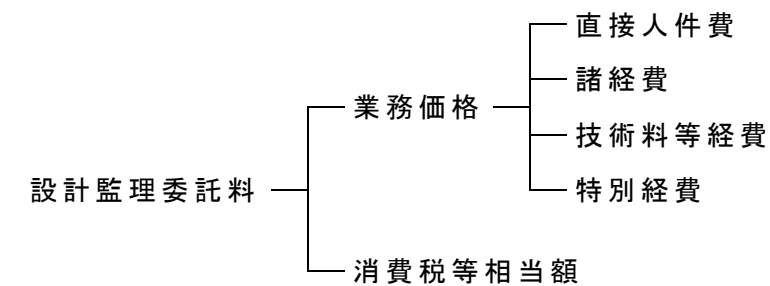
第2 適用範囲

この基準は、建築に関する工事の設計、及び工事監理、耐震診断に関する業務（以下「建築設計業務等」という。）に適用する。

第3 設計監理委託料

1 設計監理委託料の構成等

設計監理委託料の構成は、以下のとおりとする。



2 設計監理委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、建築設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

改定後

(2) 諸経費

諸経費は、建築設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等、建築設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、建築設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、建築設計業務等に課される消費税等の額とする。

3 設計監理委託料の積算

設計監理委託料は、次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{（設計監理委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} \\ &\quad + \text{（特別経費）} + \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} \times \{ 1 + \text{（消費税等率）} \} \end{aligned}$$

4 設計監理委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{（直接人件費）} = \sum \{ \text{（業務人・時間数）} \times \text{（直接人件費単価）} \}$$

改定前

(2) 諸経費

諸経費は、建築設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等、建築設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、建築設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、建築設計業務等に課される消費税等の額とする。

3 設計監理委託料の積算

設計監理委託料は、次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{（設計監理委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} \\ &\quad + \text{（特別経費）} + \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} \times \{ 1 + \text{（消費税等率）} \} \end{aligned}$$

4 設計監理委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{（直接人件費）} = \sum \{ \text{（業務人・時間数）} \times \text{（直接人件費単価）} \}$$

改定後

ア 業務人・時間数

(7) 業務人・時間数は、委託業務に係る共通仕様書及び特記仕様書に記載の業務の履行にあたって必要となる技術者の労務の数量をいう。

(イ) 埼玉県建築設計業務委託共通仕様書を適用して設計に係る業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成（第2章第3の算定方法による場合の計画通知又は建築確認申請に必要な図書の作成は除く。）
- 工事費概算書の作成

第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- 透視図作成等
- 模型製作等
- 計画通知又は建築確認申請手続業務（必要な図書の作成を除く。）
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務）
- リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成

改定前

ア 業務人・時間数

(7) 業務人・時間数は、委託業務に係る共通仕様書及び特記仕様書に記載の業務の履行にあたって必要となる技術者の労務の数量をいう。

(イ) 埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書を適用して設計に係る業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。~~この場合において、一般業務及び追加業務は、埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書によるものとする。~~

一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成（第2章第3の算定方法による場合の計画通知又は建築確認申請に必要な資料の作成は除く。）
- 工事費概算書の作成

第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- 透視図作成等
- 模型製作等
- 計画通知又は建築確認申請手続業務（必要な資料の作成を除く。）
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- ~~○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7-3条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務~~

改定後

- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

第2章第3の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務
- 計画通知又は建築確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- 既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書）が現存しない場合における耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修）に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- 耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

(ウ) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断）に関する業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」）及び契約書並びに質問回答書、図面、仕様書等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

耐震診断追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

改定前

- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

第2章第3の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務
- 計画通知又は建築確認申請に必要な資料の作成に係る業務
- 既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書）が現存しない場合における耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修）に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- 耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

(ウ) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断）に関する業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」）及び契約書並びに質問回答書、図面、仕様書等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

耐震診断追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

改定後

(I) 埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用して工事監理に関する業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務範囲に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

追加業務となる業務内容を例示する。

○ 完成図の確認

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

○ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

(オ) 建築設計業務等を、やむを得ない事情により分割して委託する場合の、分割された各業務に係る業務人・時間数は、建築設計業務等の全体に係る業務人・時間数をもとに、分割された業務内容に応じて適切に設定するものとする。

イ 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す方法により算定した業務人・時間数は、一級建築士取得後3年未満若しくは二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者又は大学卒業後5年以上相当の能力のある者が業務に従事することを想定した値となっている。。この場合の直接人件費単価は、国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師（C）」単価を用いることができるものとする。

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

なお、諸経費率は、1.0を標準とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

改定前

(I) 埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用して工事監理に関する業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務範囲に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

追加業務となる業務内容を例示する。

○ 完成図の確認

(オ) 設計業務等を、やむを得ない事情により分割して委託する場合の、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務等の全体に係る業務人・時間数をもとに、分割された業務内容に応じて適切に設定するものとする。

イ 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す方法により算定した業務人・時間数は、一級建築士取得後3年未満又は二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者若しくは大学卒業後5年以上相当の能力のある者が業務に従事することを想定した値となっているが、この場合の直接人件費単価は、国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師（C）」単価を用いることができるものとする。

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

なお、諸経費率は、1.0とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

改定後	改定前
<p>(3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 なお、技術料等経費率は、0.2を標準とする。</p> <p>(技術料等経費) = { (直接人件費) + (諸経費) } × (技術料等経費率)</p> <p>(4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。 契約保証料は実情に応じて特別経費に計上する。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。</p> <p>(消費税等相当額) = (業務価格) × (消費税等率)</p>	<p>(3) 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 なお、技術料等経費率は、0.2を標準とする。</p> <p>(技術料等経費) = { (直接人件費) + (諸経費) } × (技術料等経費率)</p> <p>(4) 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。 契約保証料が含まれる。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。</p> <p>(消費税等相当額) = (業務価格) × (消費税等率)</p>
<p>5 延べ面積及び工事費</p> <p>(1) 第2章第1、第3、<u>第5又は</u>第6における延べ面積は、<u>設計、工事監理又は耐震診断の対象とする</u>建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。 なお、第2章第1の算出方法による場合は、<u>計画上の延べ面積</u>とすることができるものとする。</p> <p>(2) 第2章第2における工事費は、委託業務の対象となる<u>建築改修工事又は設備改修工事の</u>工事費とし、消費税等相当額及び明らかに設計の対象に含まれない部分（敷地調査費、負担金等）に係る経費を除くものとする。 <u>なお、設計業務等委託料の算定にあたっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。</u></p>	<p>5 延べ面積及び工事費</p> <p>(1) 第2章第1及び第3、第6における延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計である。なお、第2章第1の算出方法による場合は、<u>設計業務等委託料の算出にあたっては配賦予算等に基づく計画面積</u>とすることができるものとする。</p> <p>(2) 第2章第2における工事費は、委託業務の対象となる<u>建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の各</u>工事費とし、消費税等相当額及び明らかに設計の対象に含まれない部分（敷地調査費、負担金等）に係る経費を除くものとする。</p>
<p>6 契約変更の扱い</p> <p>(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定する。</p> <p>(2) <u>計画上の延べ面積又は工事費が変更された場合を除き</u>、設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わない<u>ことができるものとする。</u></p>	<p>6 契約変更の扱い</p> <p>(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定する。</p> <p>(2) 設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わない。</p>

改定後

(3) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

第2章 設計監理委託料の算定方法

第1 設計に係る業務に関する算定方法1（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 一般業務に係る総業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、一般業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表1-1に掲げる建築物の種類、延べ面積に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定

一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。
ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &\times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は、別表2-2により設定することができる。

改定前

(3) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

第2章 設計監理委託料の算定方法

第1 設計に係る業務に関する算定方法1（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築工事設計業務共通仕様書を適用し、建築設計業務（与えられた条件のもとで、所要の性能を有する建築物を新たに設計する業務をいう。以下同じ。）を一括して委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 一般業務に係る総業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、一般業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表1-1に掲げる建築物の種類、延べ面積に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定

一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。
ここで、「対象外業務率」とは、設計契約図書等の定めにより、一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &\times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ア 業務細分率は、別表2-2により設定することができる。

改定後

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、別表 2-2 に掲げる業務内容の項目ごとに委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を 0 を超え 1.0 以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

(3) 特殊要因による補正

建築物又はその敷地等がア又はイに該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務量について、それぞれに掲げる係数により補正するものとする。

ア 構造設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

<u>標準補正係数</u>	補正 <u>対象と</u> する主な場合
①業務量に 1.2 を乗じる場合	敷地が以下に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等
②業務量に 1.3 を乗じる場合	平面が以下に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等
③業務量に 1.4 を乗じる場合	・①②のいずれにも該当する場合

イ 設備設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

<u>標準補正係数</u>	補正 <u>対象と</u> する主な場合
業務量に 1.4 を乗じる場合	・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合

改定前

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

~~一般業務に係る対象外業務率は、設計契約図書等の定めに基づき、委託業務に含まれる業務項目について受注者が行わない業務が占める割合として、別表 2-2 の業務内容の項目毎に 0 を超え 1.0 以下の範囲の値とすることができる。~~

(3) 特殊要因による補正

建築物又はその敷地等がア又はイに該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務量について、それぞれに掲げる倍数により ~~当該設計業務に係る業務量を~~補正するものとする。

ア 構造設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

<u>内容</u>	補正する主な場合
①業務量に 1.2 を乗じる場合	敷地が以下に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等
②業務量に 1.3 を乗じる場合	平面が以下に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等
③業務量に 1.4 を乗じる場合	・①②のいずれにも該当する場合

イ 設備設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

内容	補正する主な場合
業務量に 1.4 を乗じる場合	・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合

改定後

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、設計業務に関係して以下に掲げる業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数はそれぞれに掲げるところにより算出することができるものとする。

(1) 成果図書に基づく積算業務として以下の内容の業務を委託する場合

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴収
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数の算定にあたっては1(3)ア②に該当する補正相当分を算入しないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請関係の手続業務を委託する場合

構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
3.2人・時間

構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
2.4人・時間

構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
1.6人・時間

改定前

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、設計業務に関係して以下に掲げる業務を委託する場合の、当該業務に係る合計人・時間はそれぞれに掲げるところにより算出することができるものとする。

(1) 成果図書に基づく積算業務として以下の内容の業務を委託する場合

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴収
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数の算定にあたっては1(3)ア②に該当する補正相当分を算入しないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請関係の手続業務を委託する場合

・構造計算適合判定が必要な場合 2.4人・時間
・その他の場合 1.6人・時間

改定後

第2 設計に係る業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実態に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

- (1) 一般業務（ここでは実施設計のみを対象とする。）に係る業務人・時間数の算定
一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \sum (\text{図面1枚毎の業務人・時間数})$$

- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の図面1枚毎の業務人・時間数の算定
一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。ここで、「図面1枚毎の対象外業務率」とは契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が実施設計に係る一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = & \sum \{ (\text{図面1枚毎の業務人・時間数}) \\ & \times (1 - (\text{図面1枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は別表2-2により設定することができる。

改定前

第2 設計に係る業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築工事設計業務共通仕様書を適用し、基本設計の成果に相当する図面等に基づいて図面目録を作成し、改修設計業務を委託する場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実態に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

- (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定
一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定するものとする。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \sum (\text{図面1枚毎の所要工数})$$

- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の図面1枚毎の業務人・時間数の算定
一般業務の一部を委託しない場合の図面1枚毎の業務人・時間数は、次式により算定する。ここで、「図面1枚毎の対象外業務率」とは設計契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が実施設計に係る一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = & \sum \{ (\text{図面1枚毎の所要工数}) \\ & \times (1 - (\text{図面1枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

~~（注）標準図等が整備されている等の理由から、新たに作図の必要がない図面についても、当該図面を上記式に含めて業務人・時間数を算定する。~~

ア 業務細分率は別表2-2により設定することができる。

改定後

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき図面1枚毎の対象外業務率を設定することができる。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により、設計図書の作成に業務人・時間数が軽減できる場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面1枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

(3) 図面1枚毎の業務人・時間数

図面1枚毎の業務人・時間数は、図面1枚（大きさは、841mm×594mm（A1版型）を標準とする。）当たりの作成に係る業務人・時間数のことをいい、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、以下の算定式により得られた業務人・時間数をもとに、各図面の複雑度を判定し設定することができる。

ア 建築改修工事分の設計に係る図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = \frac{(\text{換算人・時間数1} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数1} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.4625)} \times \text{複雑度}$$

イ 設備改修工事分の設計に係る図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = \frac{(\text{換算人・時間数2} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数2} \times \text{設備改修相当工事費}^{\wedge} 0.5176)} \times \text{複雑度}$$

ここで、「換算人・時間数1」及び「換算人・時間数2」は、改修設計業務の対象である改修工事に係る工事費の総額のうち、建築改修分の工事費、設備改修工事分の工事費からそれぞれ以下の算定式により得られた値を延べ面積と見なして、第1-1(1)により算出した業務人・時間数のうち、「換算人・時間数1」にあつては「総合」及び「構造」の合計、「換算人・時間数2」にあつては「設備」に係る業務人・時間数とする。

改定前

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

~~改修設計業務のうち一般業務に係る対象外業務率は、設計契約図書等の定めに基づき、作成する図面毎に当該図面に係る設計業務について受注者が行わない業務が占める割合として図面毎に0を超え1.0以下の範囲の値とすることができる。なお、受注者が行わない業務が発生する例を以下に示す。~~

~~・発注者が既存図面、電子データ等を受注者に提供し、当該既存図面を利用することにより、図面作成に係る受注者の業務量が軽減できる場合の当該図面の作成に係る業務量~~

(3) 図面1枚毎の所要工数

図面1枚毎の総所要工数は、図面1枚（大きさは、841mm×594mm（A1版型）を標準とする。）当たりの作成に係る業務人・時間数のことをいい、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、以下の算定式により得られた工数をもとに、各図面の複雑度を判定し設定することができる。

ア 建築改修工事分の設計に係る図面1枚毎の所要工数

$$\text{所用工数} = \frac{(\text{換算人・時間数1} \times \text{実施設計業務に関する細分率の合計})}{(\text{算定係数1} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.4625)} \times \text{複雑度}$$

イ 設備改修工事分の設計に係る図面1枚毎の所要工数

$$\text{所用工数} = \frac{(\text{換算人・時間数2} \times \text{実施設計業務に関する細分率の合計})}{(\text{算定係数2} \times \text{設備改修相当工事費}^{\wedge} 0.5176)} \times \text{複雑度}$$

ここで、「換算人・時間数1」及び「換算人・時間数2」は、改修設計業務の対象である改修工事に係る工事費の総額のうち、建築改修分の工事費、設備改修工事分の工事費からそれぞれ以下の算定式により得られた値を延面積と見なして、第1-1(1)により算出した業務人・時間数のうち、「換算人・時間数1」にあつては「総合」及び「構造」の合計、「換算人・時間数2」にあつては「設備」に係る業務人・時間数とする。

改定後

$$\text{換算人・時間数 1 に係る 見なし延べ面積 = } \left[\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数 3}} \right]^{\wedge 1.0756}$$

$$\text{換算人・時間数 2 に係る 見なし延べ面積 = } \left[\frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数 4}} \right]^{\wedge 0.90638}$$

(注) 上記各式中の各工事費は千円単位とする。
算定係数 1 から 4 は工事費単価の変動に応じて設定する。

ウ 複雑度は、図面 1 枚毎に別表 2-1 により設定することができる。

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

第 1 2 に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。

第 3 耐震改修設計業務に関する算定方法（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用し、延べ面積の合計が別表 1-3 に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 一般業務（ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。

改定前

$$\text{換算人・時間数 1 に係る 算定式 : } \left[\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数 3}} \right]^{\wedge 1.0756}$$

$$\text{換算人・時間数 2 に係る 算定式 : } \left[\frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数 4}} \right]^{\wedge 0.90638}$$

(注) 上記各式中の各工事費は千円単位とする。
算定係数 1 から 4 は工事費単価の変動に応じて設定する。

ウ 複雑度は、図面 二 枚毎に別表 2-1 により設定することができる。

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

第 1 2 に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。

第 3 耐震改修設計業務に関する算定方法（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築工事設計業務共通仕様書を適用し、延べ面積の合計が別表 1-3 に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 一般業務（ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。

改定後	改定前
<p>2 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>第1 2に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>なお、別表1-3で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれているので、第1 2(1)の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定する。</p>	<p>2 追加業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>第1 2に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>なお、別表1-3で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれているので、第1 2(1)の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定する。</p>
<p>第4 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>この算定方法は、第2章第1又第2による設計業務に関する算定方法に基づく設計業務の受注者に、当該設計対象である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。</p> <p>1 業務人・時間数の算定</p> <p>(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等の定めに基づき算定する。</p> <p><u>(2) (1)によるほか、第1の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。</u></p>	<p>第4 設計意図伝達業務に関する算定方法</p> <p>この算定方法は、第2章第1又第2による設計業務に関する算定方法に基づく設計業務の受注者に、当該設計対象である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。</p> <p>1 業務人・時間数の算定</p> <p>設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、設計契約図書等の定めに基づき設計意図伝達業務に係る業務委託契約書等に記載された業務内容に基づき算定する。</p>
<p>第5 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>この算定方法は、埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。</p> <p>1 業務人・時間数の算定</p> <p>業務人・時間数は、次式により算定する。</p> $\text{(業務人・時間数)} = \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} + \text{(追加業務に係る業務人・時間数)}$ <p>(1) <u>新築工事</u>の一般業務に係る業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。</p> $\text{(一般業務に係る業務人・時間数)} = \text{(一般業務に係る総業務人・時間数)} \times (1 - \text{(対象外業務率)})$	<p>第5 工事監理業務に関する算定方法</p> <p>この算定方法は、埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。</p> <p>1 業務人・時間数の算定</p> <p>業務人・時間数は、次式により算定する。</p> $\text{(業務人・時間数)} = \text{(一般業務に係る総業務人・時間数)} + \text{(追加業務に係る業務人・時間数)}$ <p>(1) 一般業務に係る総業務人・時間数の算定</p> <p>一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。</p> $\text{(一般業務に係る業務人・時間数)} = \text{(一般業務に係る総業務人・時間数)} \times (1 - \text{(対象外業務率)})$

改定後

ここで、一般業務に係る業務人・時間数は、別表 1-1 に掲げる建築物の種類、面積に応じて別表 1-2 に掲げる算定式により算定する。

(2) 対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、別表 2-3 に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を 0 を超え 1.0 以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

なお、受注者が行わない業務が発生する例を以下に示す。また、これに対応する標準的な対象外業務率は別表 2-4 によることができるものとする。

通常、受注者が行わない業務

- 請負代金内訳書の検討及び報告
- 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- 工事期間中の工事費支払い請求の審査
- 最終支払い請求の審査

通常、受注者がその一部を行わない業務

- 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- 「工事監理報告書等の提出」のうちの建築基準法に基づく報告書の提出
- 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」
- 「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

(3) 特殊要因による補正

敷地又は設備の状況により、第 1 1 (3) の規定を準用する。

改定前

ここで、一般業務に係る業務人・時間数は、~~委託業務に従事する技術者が、工事監理に関する一般業務を行う場合に必要となる業務人・時間数とし、平成 21 年度国土交通省告示第 15 号（以下「告示」という。）に示された略算方法の考え方に基づき、別表 1-1 に掲げる建築物の種類、面積に応じて別表 1-2 に掲げる算定式により算定した一般業務に係る総業務人・時間数から、別表 2-3 の業務内容の項目ごとに別表 2-4 に掲げる対象外業務率をそれぞれ乗じた数を差し引いたものとする。ただし、埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用しない場合その他受注者の業務が軽減されない場合には対象外業務率により業務量を差し引くことはできないものとする。~~

(2) 対象外業務率の設定

~~工事監理業務の対象外業務率は、工事監理契約図書等の定めに基づき、委託業務に含まれる業務項目について受注者が行わない業務が占める割合として、業務項目毎に 0 を超え 1.0 以下の範囲の値と~~することができる。なお、受注者が行わない業務が発生する例を以下に示す。また、これに対応する標準的な対象外業務率は別表 2-4 によることができるものとする。

通常、受注者が行わない業務

- 請負代金内訳書の検討及び報告
- 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- 工事期間中の工事費支払い請求の審査
- 最終支払い請求の審査

通常、受注者がその一部を行わない業務

- 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- 「工事監理報告書等の提出」のうちの建築基準法に基づく報告書の提出
- 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」
- 「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

(3) 特殊要因による補正

敷地又は設備の状況により、第 1 1 (3) の規定を準用する。

改定後

2 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積、階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務に関して、完成図の確認業務を追加業務とする場合の業務人・時間数は、1(1)により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設備工事の別に、別表2-5に掲げる追加業務率を乗じることにより算出できるものとする。

第6 耐震診断業務に関する算定方法

この算定方法は、延べ面積の合計が別表1-4に掲げる建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{耐震診断一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{耐震診断追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-4に掲げる算定式により算定する。

2 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

改定前

2 改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数の算定

改修工事の工事監理業務に係る業務人・時間数は、必要工期、改修工事内容、改修対象面積・階数、入居者の有無、作業時間の制約、工種数等の条件を勘案して適切に計上するものとする。

3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、工事監理業務に関して完成図の確認業務を委託する場合の業務人・時間数は別表2-5に掲げるところにより算出できるものとする。

第6 耐震診断業務に関する算定方法

この算定方法は、延べ面積の合計が別表1-4に掲げる建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{耐震診断一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &+ (\text{耐震診断追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-4に掲げる算定式により算定する。

2 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。